

第47回衆議院総選挙に伴う在外投票の実施について

第47回衆議院議員総選挙に伴う在外投票が以下のとおり行われています。

選挙公報がインターネットでも閲覧できるようになりました。選挙公報は、公示後、各選挙管理委員会のホームページで御覧いただけます。外務省ホームページにもリンクを設けていますので、ご利用ください。

1. 選挙の日程

- 公示日 : 平成26年12月2日（火）
- 在外公館投票の開始日 : 平成26年12月3日（水）＜終了しました＞
- 日本国内の投票日 : 平成26年12月14日（日）

2. 投票できる方

在外選挙人証をお持ちの方

選挙人証は申請に基づいて交付されます。

申請手続きの詳細については、[こちら](#)をご覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

3. 投票方法

「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。投票方法の詳細については、[こちら](#)をご覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>

在外公館投票

終了しました。

郵便等投票

請求手続：登録されている選挙管理委員会に、請求書および選挙人証を送付します。

請求用紙は、在外選挙人証とともにお配りした「在外投票の手引き」からコピーするか、[外務省ホームページ](#)（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote2.html>）からダウンロードしてください。

投票手続：選挙管理委員会から送られてきた投票用紙に記入し、国内投票日の12月14日（日）の投票所閉鎖時刻（原則午後8時）までに、選挙管理委員会に届くよう郵送します。

日本国内における投票

一時帰国した場合や、帰国後、国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後3ヶ月間）は、在外選挙人証を提示して、下記(1)～(3)のいずれかの方法で投票できます。

【公示日の翌日から国内投票日の前日まで】

(1) 期日前投票

登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した期日前投票所における投票。

(2) 不在者投票

在外選挙人名簿登録地以外の市区町村における投票。

【国内投票日当日】

(3) 投票所における投票

登録先の選挙管理委員会が指定した投票所における投票。

日本国内における投票の詳細については、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

4. 選挙公報・候補者情報

○今次国政選挙より、公示後、選挙公報が各選挙管理委員会のホームページに掲載されています。外務省ホームページにもリンクを設けていますので、ご利用ください。

○候補者情報についても、公示後、これまでどおりリンクを設けていますのでご利用ください。

平成26年12月7日

在南アフリカ共和国日本国大使館

電話（代表）012-452-1500

FAX 012-460-3800

メール consul@pr.mofa.go.jp

大使館 HP <http://www.za.emb-japan.go.jp>